

齋藤奨学事業基金に関する規程

(令和5年9月6日理事会決議)

(目的)

第1条 この規程は、齋藤奨学事業基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 基金の使途は、定款第5条第6号に規定する事業のうち、「日本生体医工学会助成規程」に定める齋藤奨学事業(以下「事業」という。)の実施に限定する。

(構成)

第3条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第4条 基金は、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

(取崩)

第5条 基金の計画的な取崩及び運用益をもって、奨学金の給付及び事務経費に充当するものとする。

2. 前項の取崩額は予算に計上し、理事会の承認を得なければならない。
3. 予算書の様式は別に定める。
4. 基金の残額が無くなった時点で事業を終了するものとする。

(処分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、基金の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和6年6月11日から施行する。